

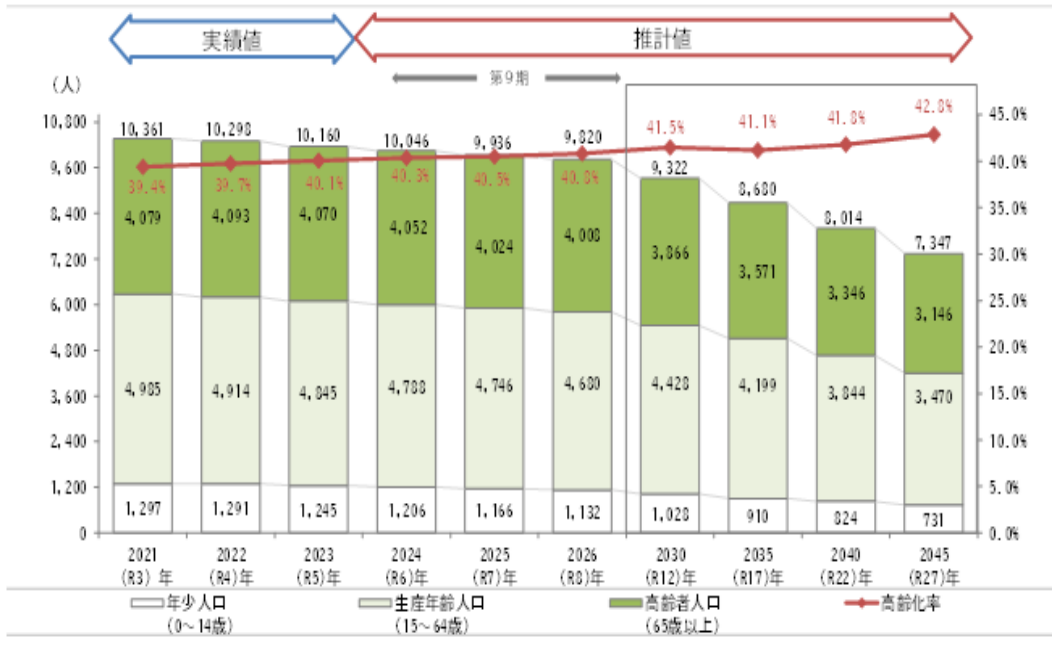
甲佐町 高齢者福祉計画 概要版

第9期介護保険事業計画 (2024年度～2026年度)



2040年の目指す高齢者福祉の姿

【総人口と高齢化率の推移と推計】



2040年(令和22年)の本町の姿 (R5⇒R22)

総人口:

10,160人⇒8,014人

65歳以上人口:

4,070人⇒3,346人

(高齢化率:

40.1%⇒41.8%)

15~64歳人口:

4,845人⇒3,844人

0~14歳人口:

1,245人⇒824人

甲佐町では、地域の集い(集いの場)を中心に、介護予防の推進を図りながら、地域で暮らし続けるための地域包括ケアシステムの機能強化を推進します。

【基本理念】

高齢者が生きがいを持ち、地域の支えあいの中で
自分らしく安心して暮らせるまち

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことを可能としていくために、介護予防をはじめ高齢化社会に配慮した在宅福祉サービスの充実と生きがい対策の充実等、総合保健福祉対策を推進し、ともに助け合い高齢者がいきいきと暮らす長寿社会を目指します。

そのためには

「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の考え方の下に、それぞれの立場の人がお互いに繋がりがいながら地域社会を形成していく必要があります。

基本理念の実現に向けた施策の展開

基本目標 1

現役社会の実現と自立支援の充実

(1) 健康寿命の延伸に向けた健康づくり

- ・生活機能低下防止及び生活習慣病予防対策
- ・各種健康診査・保健指導の実施 等

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

- ・一体的実施体制の充実
- ・一体的な事業の推進

(3) 生きがいづくりの推進

- ・老人クラブへの支援
- ・生涯学習講座の充実 等

(4) 地域社会活動の推進

- ・高齢者の福祉活動への支援
- ・社会福祉協議会のボランティア活動の推進

(5) 高齢者見守り施策の推進

- ・民生委員による訪問の実施
- ・緊急通報システム事業の実施



基本目標 2

地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 介護予防の推進と生活支援サービス

- ・介護予防・生活支援サービスの提供体制の充実
- ・一般介護予防事業

(3) 地域包括支援センターの機能強化

- ・総合相談支援業務
- ・権利擁護業務 等

(2) 生活支援体制の整備

- ・地域人材の発掘・育成
- ・介護予防サポーターの養成と活動支援

(4) 地域ケア会議の充実

- ・地域ケア会議の充実

基本目標 3

認知症施策の推進

(1) 認知症に関する普及啓発

- ・認知症サポーター養成講座

(2) 地域の支援体制の強化

- ・認知症総合支援事業
- ・SOS ネットワークづくり 等

(3) 認知症の早期発見・早期ケアの構築

- ・認知症地域支援推進員の配置
- ・認知症初期集中支援チームの設置



基本目標 4

在宅医療と介護の連携推進

(1) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築

- ・在宅医療・介護連携推進事業

(2) ICTを活用したネットワークづくり

- ・「ICT を活用した新たなネットワーク」を利用した医療・介護の連携推進

基本目標 5

安心安全な住・生活環境とサービス基盤の整備

(1) 地域の実情に応じた多様な住まいの確保

- ・安心できる住まいの確保
- ・住宅改造助成事業 等

(2) 移動手手段の確保

- ・福祉部局と交通部局等関係者の連携強化

(3) 介護家族への支援

- ・講座等の開催及び情報提供
- ・労働部局と連携した職場環境の改善に関する普及啓発の取組

(4) 権利擁護・虐待防止の推進

- ・高齢者虐待防止体制の強化
- ・地域福祉権利擁護事業 等

(5) 防災・防火対策の推進

- ・防災・防火意識の啓発
- ・自主防災組織の育成 等

(6) 交通安全・防犯対策の推進

- ・高齢者の交通安全対策
- ・防犯対策の充実 等

基本目標 6

介護人材の確保とサービスの質の向上

(1) 円滑な制度運営のための体制整備

- ・居宅サービスの充実
- ・施設サービスの充実 等

(2) 介護人材の確保に向けた取組の推進

- ・介護人材を増やす取組
- ・人材の質の向上に向けた取組 等

(3) 介護給付等の適正化への取組及び目標設定

- ・要介護認定の適正化
- ・ケアプランの点検 等

(4) 介護サービスの質の向上

- ・情報提供の充実
- ・介護保険サービス等の苦情処理・相談体制の強化 等

(5) 低所得者の負担軽減

- ・高額介護（介護予防）サービス費給付
- ・高額医療・高額介護合算制度 等

(6) 要支援・要介護認定の平準化と迅速化

- ・研修会への参加促進
- ・eラーニングシステムの活用



基本目標 7

災害や感染症への対策

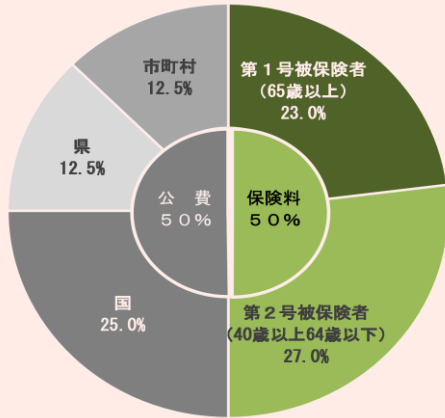
(1) 自然災害への対策

- ・要配慮者利用施設への支援
- ・避難行動要支援者の避難支援体制の確保 等

(2) 感染症に対応したサービス提供体制の整備

- ・感染防止対策の周知・啓発
- ・新興感染症が発生した場合の支援体制の整備 等

介護保険料について（2024年度～2026年度）



介護保険サービスにかかる費用の財源は、国・県・市町村の公費負担が半分で、残りの半分が65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳から64歳までの医療保険加入の方（第2号被保険者）の保険料となっています。

第9期介護保険事業計画の65歳以上の方の負担割合は、介護保険にかかる費用の23%となっています。

第1号被保険者の所得段階別保険料＜公費投入による負担軽減後＞

所得段階	対象者	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階	○生活保護被保護者又は世帯全員が住民税非課税で、本人は老齢福祉年金を受給している人 ○世帯全員が住民税非課税で、本人は前年の合計所得と課税年金収入額の合計が、80万円以下の人	0.285	1,824円	21,880円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人は前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が、80万円超～120万円以下の人	0.485	3,104円	37,240円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人は前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が、120万円超の人	0.685	4,384円	52,600円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が、80万円以下の人	0.90	5,760円	69,120円
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、上記以外の人	1.00	6,400円	76,800円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、120万円未満の人	1.20	7,680円	92,160円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、120万円以上～210万円未満の人	1.30	8,320円	99,840円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、210万円以上～320万円未満の人	1.50	9,600円	115,200円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、320万円以上～420万円未満の人	1.70	10,880円	130,560円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、420万円以上～520万円未満の人	1.90	12,160円	145,920円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、520万円以上～620万円未満の人	2.10	13,440円	161,280円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、620万円以上～720万円未満の人	2.30	14,720円	176,640円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、720万円以上の人	2.40	15,360円	184,320円

※年額保険料の10円未満に端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額となります。



【問い合わせ先】
甲佐町 福祉課

〒861-4696
熊本県上益城郡甲佐町豊内719番地4
電話 (096)-234-1114 (直通)